

# 補助金チェックシート(既存)

作成年度: 令和5年度

## 1. 補助金の内容

補助金名称	自治会館建設等助成金(新築・建替え)		補助金番号	B1-1-①		
所管部署	市長公室 市民活動課					
根拠名称 (交付規則以外)	自治会館建設等助成金交付規則					
交付の目的	住民自治組織(自治会)がその地域において活動を行うための拠点となる集会施設の設置等を促進する。					
補助対象経費	現況建物等の解体工事費、本体、造作、仕上げ、基礎等主体工事費、電気設備工事、ガス設備工事、給排水設備工事、消防設備設置等附帯工事費、スロープ設置等バリアフリー等に係る外構工事費及び設計費用等自治会館の建設や建替えに要する経費					
補助率・補助額	定率補助					
交付先	市内の自治会等					
開始年度	昭和62 年度	終期年度	年度	サンセット期日	令和8 年度末	
補助金性質分類	制度的補助	団体運営補助		事業費補助	○	その他
法令等での義務付け	なし	法令等名称				

## 2. 補助金の予算・決算等

(千円)

	R2	R3	R4	R5
予算額	10,000	0	7,500	0
決算額	10,000	0	7,500	
特定財源	国庫支出金	0	0	0
	府支出金	0	0	0
	その他	0	0	0
	一般財源	10,000	0	7,500

(件)

交付実績	2	0	1	
------	---	---	---	--

## 3. 補助金の見直し

### ① 補助金交付の基本的な視点(いずれかが不適合の場合は「廃止」もしくは「改善」)

視点	チェックポイント	チェック	理由・詳細等 (不適合の場合は対応案・改善策を記入)
公益性	補助金交付対象事業の目的や内容が、広く市民の利益に貢献するもので、特定のものの利益に供するものではない。	✓	自治会館は、広く市民の利用に供するものであることから、当該補助金は広く市民の利益に貢献するものである。
必要性	関連する施策目標や事務事業目的の達成に必要な不可欠な補助金交付である。	✓	新築・建替えは多額の費用が掛かり、自治会が助成限度額を大幅に上回る自己資金が支出されているため、当該補助金交付は必要不可欠である。
	現在の社会経済情勢においてニーズが高い又は高いニーズが見込まれる。(ニーズを把握している)	✓	老朽化が進み建替えの自治会からの相談も多いことから高いニーズが見込まれる。
有効性	期待する効果をあげている。又は効果をあげる見込みがある。(具体的な効果測定方法が確保されている)	✓	自治会への加入者数が減少の一途をたどる中で、自治会は自己資金を積み立てるのに大変苦勞している。新築・建替え助成においても、自治会の自己負担の軽減を図ることができているため、当該助成金交付により効果を確認できる。
	補助金交付が委託や直接執行等と比較し、より適正で効果的な手法である。	✓	自治会館の維持管理は、各自治会が担っているため、委託や直接執行は適しておらず、助成金交付がより効果的な手法である。
公平性	要件を満たす不特定多数が交付申請可能な制度となっている。又は特定のもののみに交付を行う合理的な理由がある。	✓	自治会館建設等助成金交付規則の要件に該当する自治会に対して、助成金の交付対象としている。
妥当性	全額補助となっていない。又は全額補助を行う合理的な理由がある。	✓	助成金は事業費の3分の2(限度額750万円)としている。
	補助率、補助金額、補助対象経費等が明確である。(補助金交付要綱の整備など。)	✓	自治会館建設等助成金交付規則に定めている。
	補助率、補助金額、補助対象経費が公表されているなど透明性が確保できる。(ホームページでの補助制度の公表など)	✓	市ホームページ等にて公表している。

②補助金性質分類別の視点

[事業費補助]

該当	チェックポイント	チェック	理由・詳細等 (不適合の場合は対応案・改善策を記入)
○	市が公益上必要と認める特定の事業や活動に限定した補助金交付となっている。	✓	自治会活動の拠点であり、住民の連携を促進するために大変重要な役割を果たす施設である自治会館の整備を促進するため助成している。
	交付団体の財政状況等を勘案し補助金交付が必要であると客観的に認められる。	✓	自治会への加入者数が減少の一途をたどる中で、自治会館の整備のための自己資金を積み立てるのに大変苦労されている。

4. 補助金の今後の方向性

方向性	現状のまま継続
上記方向性を 選択した理由	公益性、必要性、有効性、公平性は認められるため、引き続き補助制度を継続する。
対応完了・廃止予定時期	-

# 補助金チェックシート(既存)

作成年度:令和5年度

## 1. 補助金の内容

補助金名称	自治会館建設等助成金(土地賃借)			補助金番号	B1-1-②	
所管部署	市長公室 市民活動課					
根拠名称 (交付規則以外)	自治会館建設等助成金交付規則					
交付の目的	住民自治組織(自治会)がその地域において活動を行うための拠点となる集会施設の設置等を促進する。					
補助対象経費	土地賃借料					
補助率・補助額	定額補助					
交付先	市内の自治会等					
開始年度	昭和62 年度	終期年度	年度	サンセット期日	令和8 年度末	
補助金性質分類	制度的補助	団体運営補助		事業費補助	○	その他
法令等での義務付け	なし	法令等名称				

## 2. 補助金の予算・決算等

(千円)

	R2	R3	R4	R5
予算額	0	0	300	300
決算額	0	0	240	/
特定財源	国庫支出金	0	0	
	府支出金	0	0	
	その他	0	0	
一般財源	0	0	240	

(件)

交付実績	0	0	1	/
------	---	---	---	---

## 3. 補助金の見直し

### ①補助金交付の基本的な視点(いずれかが不適合の場合は「廃止」もしくは「改善」)

視点	チェックポイント	チェック	理由・詳細等 (不適合の場合は対応案・改善策を記入)
公益性	補助金交付対象事業の目的や内容が、広く市民の利益に貢献するもので、特定のものの利益に供するものではない。	✓	自治会館は、広く市民の利用に供するものであることから、当該助成金は広く市民の利益に貢献するものである。
必要性	関連する施策目標や事務事業目的の達成に必要な不可欠な補助金交付である。	✓	自治会館の土地を賃借している場合、賃借料の支払いは自治会への負担が大きくなることから、当該助成金交付は必要不可欠である。
	現在の社会経済情勢においてニーズが高い又は高いニーズが見込まれる。(ニーズを把握している)	✓	自治会館の土地を賃借される自治会が存在するため、ニーズはあるものとする。
有効性	期待する効果をあげている。又は効果をあげる見込みがある。(具体的な効果測定方法が確保されている)	✓	自治会の土地を賃借している自治会にとっては、自己負担の軽減を図ることができているため、当該助成金交付により効果を確認できる。
	補助金交付が委託や直接執行等と比較し、より適正で効果的な手法である。	✓	自治会館の維持管理は、各自治会が担っているため、委託や直接執行は適しておらず、助成金交付がより効果的な手法である。
公平性	要件を満たす不特定多数が交付申請可能な制度となっている。又は特定のもののみに交付を行う合理的な理由がある。	✓	自治会館建設等助成金交付規則の要件に該当する自治会に対して、助成金の交付対象としている。

妥当性	全額補助となっていない。又は全額補助を行う合理的な理由がある。	✓	限度額を30万円/年としている。
	補助率、補助金額、補助対象経費等が明確である。(補助金交付要綱の整備など。)	✓	自治会館建設等助成金交付規則に定めている。
	補助率、補助金額、補助対象経費が公表されているなど透明性が確保できる。(ホームページでの補助制度の公表など)	✓	市ホームページ等にて公表している。

## ②補助金性質分類別の視点

該当	チェックポイント	チェック	理由・詳細等 (不適合の場合は対応案・改善策を記入)
○	市が公益上必要と認める特定の事業や活動に限定した補助金交付となっている。	✓	自治会活動の拠点であり、住民の連携を促進するために大変重要な役割を果たす施設である自治会館の整備を促進するため助成している。
	交付団体の財政状況等を勘案し補助金交付が必要であると客観的に認められる。	✓	自治会への加入者数が減少の一途をたどる中で、自治会館の整備のための自己資金を積み立てるのに大変苦労されている。

## 4. 補助金の今後の方向性

方向性	現状のまま継続
上記方向性を 選択した理由	公益性、必要性、有効性、公平性は認められるため、引き続き補助制度を継続する。
対応完了・廃止予定時期	

# 補助金チェックシート(既存)

作成年度:令和5年度

## 1. 補助金の内容

補助金名称	自治会館建設等助成金(改修・耐震改修)			補助金番号	B1-1-③	
所管部署	市長公室 市民活動課					
根拠名称 (交付規則以外)	自治会館建設等助成金交付規則					
交付の目的	住民自治組織(自治会)がその地域において活動を行うための拠点となる集会施設の設置等を促進する。					
補助対象経費	【改修】:屋根、外壁、内壁、床、天井、建具や設備等、建物全般の改修を目的とした工事。 【耐震改修】:耐震補強計画作成費用(耐震診断に係る助成で対象とした場合は不可)、解体・撤去及び仮設工事を含む耐震補強やその復旧に係る工事					
補助率・補助額	定率補助					
交付先	市内の自治会等					
開始年度	平成19年度	終期年度	年度	サンセット期日	令和8年度末	
補助金性質分類	制度的補助	団体運営補助	事業費補助	○	その他	
法令等での義務付け	なし	法令等名称				

## 2. 補助金の予算・決算等

(千円)

	R2	R3	R4	R5
予算額	4,000	7,487	9,000	19,418
決算額	4,000	2,726	5,767	
特定財源	国庫支出金	0	0	0
	府支出金	0	0	0
	その他	0	0	0
一般財源	4,000	2,726	5,767	

(件)

交付実績	3	3	3	
------	---	---	---	--

## 3. 補助金の見直し

### ①補助金交付の基本的な視点(いずれかが不適合の場合は「廃止」もしくは「改善」)

視点	チェックポイント	チェック	理由・詳細等 (不適合の場合は対応案・改善策を記入)
公益性	補助金交付対象事業の目的や内容が、広く市民の利益に貢献するもので、特定のものの利益に供するものではない。	✓	自治会館は、広く市民の利用に供するものであることから、当該助成金は広く市民の利益に貢献するものである。
必要性	関連する施策目標や事務事業目的の達成に必要な不可欠な補助金交付である。	✓	耐震改修を含む改修や修繕工事は多額の費用が掛かり、自治会が助成限度額を大幅に上回る自己資金が支出されているため、当該助成金交付は必要不可欠である。
	現在の社会経済情勢においてニーズが高い又は高いニーズが見込まれる。(ニーズを把握している)	✓	毎年度、改修の交付実績があり、高いニーズが見込まれる助成金である。
有効性	期待する効果をあげている。又は効果をあげる見込みがある。(具体的な効果測定方法が確保されている)	✓	自治会への加入者数が減少の一途をたどる中で、自治会は自己資金を積み立てるのに大変苦勞している。自治会館の老朽化が進む中、耐震改修を含む改修や修繕に対する助成を行うことにより、自治会の自己負担の軽減を図る効果が見込める。
	補助金交付が委託や直接執行等と比較し、より適正で効果的な手法である。	✓	自治会館の維持管理は、各自治会が担っているため、委託や直接執行は適しておらず、助成金交付がより効果的な手法である。

公平性	要件を満たす不特定多数が交付申請可能な制度となっている。又は特定のもののみに交付を行う合理的な理由がある。	✓	自治会館建設等助成金交付規則の要件に該当する自治会に対して、助成金の交付対象としている。
妥当性	全額補助となっていない。又は全額補助を行う合理的な理由がある。	✓	助成金は事業費の3分の2としている。(限度額は改修300万円、耐震改修100万円)
	補助率、補助金額、補助対象経費等が明確である。(補助金交付要綱の整備など。)	✓	自治会館建設等助成金交付規則に定めている。
	補助率、補助金額、補助対象経費が公表されているなど透明性が確保できる。(ホームページでの補助制度の公表など)	✓	市ホームページ等にて公表している。

## ②補助金性質分類別の視点

### [事業費補助]

該当	チェックポイント	チェック	理由・詳細等 (不適合の場合は対応案・改善策を記入)
○	市が公益上必要と認める特定の事業や活動に限定した補助金交付となっている。	✓	自治会活動の拠点であり、住民の連携を促進するために大変重要な役割を果たす施設である自治会館の整備を促進するため助成している。
	交付団体の財政状況等を勘案し補助金交付が必要であると客観的に認められる。	✓	自治会への加入者数が減少の一途をたどる中で、自治会館の整備のための自己資金を積み立てるのに大変苦勞されている。

## 4. 補助金の今後の方向性

方向性	現状のまま継続
上記方向性を 選択した理由	公益性、必要性、有効性、公平性は認められるため、引き続き補助制度を継続する。
対応完了・廃止予定時期	-

# 補助金チェックシート(既存)

作成年度:令和5年度

## 1. 補助金の内容

補助金名称	自治会館建設等助成金(耐震診断)			補助金番号	B1-1-④	
所管部署	市長公室 市民活動課					
根拠名称 (交付規則以外)	自治会館建設等助成金交付規則					
交付の目的	住民自治組織(自治会)がその地域において活動を行うための拠点となる集会施設の設置等を促進する。					
補助対象経費	【耐震診断】: 診断費用、耐震補強計画作成費用					
補助率・補助額	定率補助					
交付先	市内の自治会等					
開始年度	平成19年度	終期年度	年度	サンセット期日	令和8年度末	
補助金性質分類	制度的補助	団体運営補助		事業費補助	○	その他
法令等での義務付け	なし	法令等名称				

## 2. 補助金の予算・決算等

	R2	R3	R4	R5
予算額	0	0	500,000	0
決算額	0	0	500,000	
特定財源	国庫支出金	0	0	0
	府支出金	0	0	0
	その他	0	0	0
一般財源	0	0	500,000	

  

	R2	R3	R4	R5
交付実績	0	0	1	

## 3. 補助金の見直し

### ① 補助金交付の基本的な視点(いずれかが不適合の場合は「廃止」もしくは「改善」)

視点	チェックポイント	チェック	理由・詳細等 (不適合の場合は対応案・改善策を記入)
公益性	補助金交付対象事業の目的や内容が、広く市民の利益に貢献するもので、特定のものの利益に供するものではない。	✓	自治会館は、広く市民の利用に供するものであることから、当該助成金は広く市民の利益に貢献するものである。
必要性	関連する施策目標や事務事業目的の達成に必要不可欠な補助金交付である。	✓	耐震診断は多額の費用が掛かり、自治会が助成限度額を大幅に上回る自己資金が支出されているため、当該助成金交付は必要不可欠である。
	現在の社会経済情勢においてニーズが高い又は高いニーズが見込まれる。(ニーズを把握している)	✓	現在の自治会館は老朽化が進んでおり、震災の影響により耐震性の問題も不安視される中、当該補助金の活用を希望される自治会が増えてきている。
有効性	期待する効果をあげている。又は効果をあげる見込みがある。(具体的な効果測定方法が確保されている)	✓	自治会への加入者数が減少の一途をたどる中で、自治会は自己資金を積み立てるのに大変苦労している。耐震診断助成においても、自治会の自己負担の軽減を図ることができているため、当該助成金交付により効果を確認できる。
	補助金交付が委託や直接執行等と比較し、より適正で効果的な手法である。	✓	自治会館の維持管理は、各自治会が担っているため、委託や直接執行は適しておらず、助成金交付がより効果的な手法である。

公平性	要件を満たす不特定多数が交付申請可能な制度となっている。又は特定のもののみに交付を行う合理的な理由がある。	✓	自治会館建設等助成金交付規則の要件に該当する自治会に対して、助成金の交付対象としている。
妥当性	全額補助となっていない。又は全額補助を行う合理的な理由がある。	✓	助成金は事業費の3分の2としている。(限度額は木造10万円、非木造50万円)
	補助率、補助金額、補助対象経費等が明確である。(補助金交付要綱の整備など。)	✓	自治会館建設等助成金交付規則に定めている。
	補助率、補助金額、補助対象経費が公表されているなど透明性が確保できる。(ホームページでの補助制度の公表など)	✓	市ホームページ等にて公表している。

## ②補助金性質分類別の視点

### [事業費補助]

該当	チェックポイント	チェック	理由・詳細等 (不適合の場合は対応案・改善策を記入)
○	市が公益上必要と認める特定の事業や活動に限定した補助金交付となっている。	✓	自治会活動の拠点であり、住民の連携を促進するために大変重要な役割を果たす施設である自治会館の整備を促進するため助成している。
	交付団体の財政状況等を勘案し補助金交付が必要であると客観的に認められる。	✓	自治会への加入者数が減少の一途をたどる中で、自治会館の整備のための自己資金を積み立てるのに大変苦労されている。

## 4. 補助金の今後の方向性

方向性	現状のまま継続
上記方向性を 選択した理由	公益性、必要性、有効性、公平性は認められるため、引き続き補助制度を継続する。
対応完了・廃止予定時期	

# 補助金チェックシート(既存)

作成年度:令和5年度

## 1. 補助金の内容

補助金名称	自治会館建設等助成金(土地取得)			補助金番号	B1-1-⑤		
所管部署	市長公室 市民活動課						
根拠名称 (交付規則以外)	自治会館建設等助成金交付規則						
交付の目的	住民自治組織(自治会)がその地域において活動を行うための拠点となる集会施設の設置等を促進する。						
補助対象経費	土地売買代金、登録免許税、印紙代、認可地縁団体証明書等発行費用、その他登記に係る費用						
補助率・補助額	定率補助						
交付先	市内の自治会等						
開始年度	昭和62 年度	終期年度	年度	サンセット期日	令和8 年度末		
補助金性質分類	制度的補助	団体運営補助		事業費補助	○	その他	
法令等での義務付け	なし	法令等名称					

## 2. 補助金の予算・決算等

(千円)

	R2	R3	R4	R5
予算額	12,000	12,000	12,000	0
決算額	12,000	12,000	11,178	
特定 財源	国庫支出金	0	0	
	府支出金	0	0	
	その他	0	0	
一般財源	12,000	12,000	11,178	

(件)

交付実績	1	1	1	
------	---	---	---	--

## 3. 補助金の見直し

### ①補助金交付の基本的な視点(いずれかが不適合の場合は「廃止」もしくは「改善」)

視点	チェックポイント	チェック	理由・詳細等 (不適合の場合は対応案・改善策を記入)
公益性	補助金交付対象事業の目的や内容が、広く市民の利益に貢献するもので、特定のものの利益に供するものではない。	✓	自治会館は、広く市民の利用に供するものであることから、当該助成金は広く市民の利益に貢献するものである。
必要性	関連する施策目標や事務事業目的の達成に必要な不可欠な補助金交付である。	✓	自治会館の建設や、既設の自治会館の土地の買い取りなどで土地を取得される場合、土地の取得費用の捻出は、自治会への負担が大きくなることから、当該助成金交付は必要不可欠である。
	現在の社会経済情勢においてニーズが高い又は高いニーズが見込まれる。(ニーズを把握している)	✓	自治会館の土地を取得される自治会が存在するため、ニーズはあるものと推定できる。
有効性	期待する効果をあげている。又は効果をあげる見込みがある。(具体的な効果測定方法が確保されている)	✓	自治会の土地を取得される自治会にとっては、自己負担の軽減を図ることができているため、当該助成金交付により効果を確認できる。
	補助金交付が委託や直接執行等と比較し、より適正で効果的な手法である。	✓	自治会館の維持管理は、各自治会が担っているため、委託や直接執行は適しておらず、助成金交付がより効果的な手法である。
公平性	要件を満たす不特定多数が交付申請可能な制度となっている。又は特定のもののみに交付を行う合理的な理由がある。	✓	自治会館建設等助成金交付規則の要件に該当する自治会に対して、助成金の交付対象としている。

妥当性	全額補助となっていない。又は全額補助を行う合理的な理由がある。	✓	助成金は事業費の3分の2(限度額1200万円)としている。
	補助率、補助金額、補助対象経費等が明確である。(補助金交付要綱の整備など。)	✓	自治会館建設等助成金交付規則に定めている。
	補助率、補助金額、補助対象経費が公表されているなど透明性が確保できる。(ホームページでの補助制度の公表など)	✓	市ホームページ等にて公表している。

## ②補助金性質分類別の視点

### [事業費補助]

該当	チェックポイント	チェック	理由・詳細等 (不適合の場合は対応案・改善策を記入)
○	市が公益上必要と認める特定の事業や活動に限定した補助金交付となっている。	✓	自治会活動の拠点であり、住民の連携を促進するために大変重要な役割を果たす施設である自治会館の整備を促進するため助成している。
	交付団体の財政状況等を勘案し補助金交付が必要であると客観的に認められる。	✓	自治会への加入者数が減少の一途をたどる中で、自治会館の整備のための自己資金を積み立てるのに大変苦労されている。

## 4. 補助金の今後の方向性

方向性	現状のまま継続
上記方向性を 選択した理由	公益性、必要性、有効性、公平性は認められるため、引き続き補助制度を継続する。
対応完了・廃止予定時期	-

# 補助金チェックシート(既存)

作成年度: 令和5年度

## 1. 補助金の内容

補助金名称	校区コミュニティ活動補助金		補助金番号	B1-2		
所管部署	市長公室 市民活動課					
根拠名称 (交付規則以外)	枚方市校区コミュニティ活動補助金交付要綱					
交付の目的	地域において行われるコミュニティ活動を支援し、もって安全で魅力あるまちづくりの推進及び地域住民の連携の促進に資すること。					
補助対象経費	校区コミュニティ協議会が行う次に掲げる事業に係る経費。 (1)校区コミュニティ協議会の組織の充実を図るための事業 (2)安全で魅力あるまちづくりの実現を図るための事業 (3)コミュニティ活動の充実を図るための事業 (4)生活環境及び美観の維持・保全を図るための事業					
補助率・補助額	その他					
交付先	校区コミュニティ協議会(45校区)					
開始年度	平成2 年度	終期年度	年度	サンセット期日	令和8 年度末	
補助金性質分類	制度的補助	団体運営補助	事業費補助	○	その他	
法令等での義務付け	なし	法令等名称				

## 2. 補助金の予算・決算等

(千円)

	R2	R3	R4	R5
予算額	54,185	54,117	54,043	53,968
決算額	51,760	52,704	53,204	
特定財源	国庫支出金	0	0	
	府支出金	0	0	
	その他	0	0	
一般財源	51,760	52,704	53,204	

(件)

交付実績	45	45	45	
------	----	----	----	--

## 3. 補助金の見直し

### ①補助金交付の基本的な視点(いずれかが不適合の場合は「廃止」もしくは「改善」)

視点	チェックポイント	チェック	理由・詳細等 (不適合の場合は対応案・改善策を記入)
公益性	補助金交付対象事業の目的や内容が、広く市民の利益に貢献するもので、特定のものの利益に供するものではない。	✓	補助金の交付先である校区コミュニティ協議会は、自治会をはじめとした校区内の各種団体と連携し、地域に根差した幅広い活動を行っている。
必要性	関連する施策目標や事務事業目的の達成に必要な不可欠な補助金交付である。	✓	住民自治推進に必要不可欠である。
	現在の社会経済情勢においてニーズが高い又は高いニーズが見込まれる。(ニーズを把握している)	✓	校区コミュニティ協議会の活動は地域住民による自主的な活動(ボランティア)であるため、当該補助金は地域にとって貴重な財源となっている。
有効性	期待する効果をあげている。又は効果をあげる見込みがある。(具体的な効果測定方法が確保されている)	✓	地域行事をはじめ、防災・福祉分野などさまざまな活動に活用されている。
	補助金交付が委託や直接執行等と比較し、より適正で効果的な手法である。	✓	地域の特性や実情に合わせた活動を行うためには、住民による自主的な企画・立案・運営等が必要であることから、補助金交付が適正で効果的な手法であると認められる。
公平性	要件を満たす不特定多数が交付申請可能な制度となっている。又は特定のものみに交付を行う合理的な理由がある。	✓	校区コミュニティ協議会を「地域の窓口」と位置づけ、積極的な支援を行っている。

妥当性	全額補助となっていない。又は全額補助を行う合理的な理由がある。	✓	校区コミュニティ協議会の活動には自主財源も活用されている。
	補助率、補助金額、補助対象経費等が明確である。(補助金交付要綱の整備など。)	✓	校区コミュニティ活動補助金交付要綱に定めている。
	補助率、補助金額、補助対象経費が公表されているなど透明性が確保できる。(ホームページでの補助制度の公表など)	✓	市ホームページで補助金額等を公表している。

## ②補助金性質分類別の視点

### [事業費補助]

該当	チェックポイント	チェック	理由・詳細等 (不適合の場合は対応案・改善策を記入)
○	市が公益上必要と認める特定の事業や活動に限定した補助金交付となっている。	✓	校区コミュニティ協議会が行う次に掲げる事業に係る経費に限定している。 (1) 校区コミュニティ協議会の組織の充実を図るための事業 (2) 安全で魅力あるまちづくりの実現を図るための事業 (3) コミュニティ活動の充実を図るための事業 (4) 生活環境及び美観の維持・保全を図るための事業
	交付団体の財政状況等を勘案し補助金交付が必要であると客観的に認められる。	✓	校区コミュニティ協議会の活動は地域住民による自主的な活動(ボランティア)であるため、当該補助金は地域にとって貴重な財源となっている。

## 4. 補助金の今後の方向性

方向性	現状のまま継続
上記方向性を 選択した理由	公益性、必要性、有効性、公平性は認められるため、引き続き補助制度を継続する。
対応完了・廃止予定時期	-

# 補助金チェックシート(既存)

作成年度: 令和5年度

## 1. 補助金の内容

補助金名称	地域づくりデザイン事業補助金		補助金番号	B1-4	
所管部署	市長公室 市民活動課				
根拠名称 (交付規則以外)	枚方市地域づくりデザイン事業補助金交付要綱				
交付の目的	地域住民が校区の特色を活かして行う地域づくりへの主体的な取組みを支援し、地域づくりデザイン事業を通じて地域に対する住民共通の理解及び関心を深め、もって地域力の育成及び地域自治の促進に資すること。				
補助対象経費	校区コミュニティ協議会が実施する地域づくりデザイン事業のうち、当該事業に持続性、発展性及び地域の主体性が見込まれるもの(従来の活動に関連する事業にあっては、新たな取組み又は要素が付加されているものに限る。)の実施経費				
補助率・補助額	その他				
交付先	校区コミュニティ協議会				
開始年度	平成19年度	終期年度	年度	サンセット期日	令和8年度末
補助金性質分類	制度的補助	団体運営補助	事業費補助	○	その他
法令等での義務付け	なし	法令等名称			

## 2. 補助金の予算・決算等

(千円)

	R2	R3	R4	R5
予算額	0	4,800	2,400	1,200
決算額	0	2,956	1,510	/
特定財源	国庫支出金	0	0	
	府支出金	0	0	
	その他	0	0	
一般財源	0	2,956	1,510	

(件)

交付実績	0	3	2	/
------	---	---	---	---

## 3. 補助金の見直し

### ① 補助金交付の基本的な視点(いずれかが不適合の場合は「廃止」もしくは「改善」)

視点	チェックポイント	チェック	理由・詳細等 (不適合の場合は対応案・改善策を記入)
公益性	補助金交付対象事業の目的や内容が、広く市民の利益に貢献するもので、特定のものの利益に供するものではない。	✓	地域力の育成及び地域自治の促進に資するものであり、特定のものの利益に供するものではない。
必要性	関連する施策目標や事務事業目的の達成に必要不可欠な補助金交付である。	✓	住民自治推進に必要不可欠である。
	現在の社会経済情勢においてニーズが高い又は高いニーズが見込まれる。(ニーズを把握している)	✓	校区コミュニティ協議会の活動は地域住民による自主的な活動(ボランティア)であるため、当該補助金は地域にとって貴重な財源となっている。
有効性	期待する効果をあげている。又は効果をあげる見込みがある。(具体的な効果測定方法が確保されている)	✓	本補助事業をきっかけに地域活動に参加する人が増えるなど、地域が活性化するとともに、担い手となる人材の発掘にもつながる。
	補助金交付が委託や直接執行等と比較し、より適正で効果的な手法である。	✓	地域の特性や実情に合わせた活動を行うためには、住民による自主的な企画・立案・運営等が必要である。

公平性	要件を満たす不特定多数が交付申請可能な制度となっている。又は特定のもののみに交付を行う合理的な理由がある。	✓	校区コミュニティ協議会を「地域の窓口」と位置づけ、積極的な支援を行っている。
妥当性	全額補助となっていない。又は全額補助を行う合理的な理由がある。	✓	全額補助にはなっておらず、金額の算定方法は交付要綱で定めている。
	補助率、補助金額、補助対象経費等が明確である。(補助金交付要綱の整備など。)	✓	地域づくりデザイン事業補助金交付要綱に定めている。
	補助率、補助金額、補助対象経費が公表されているなど透明性が確保できる。(ホームページでの補助制度の公表など)	✓	市ホームページで補助金額等を公表している。

## ②補助金性質分類別の視点

### [事業費補助]

該当	チェックポイント	チェック	理由・詳細等 (不適合の場合は対応案・改善策を記入)
○	市が公益上必要と認める特定の事業や活動に限定した補助金交付となっている。	✓	地域住民が校区の特色を活かして行う地域づくりへの主体的な取組みを支援し、地域づくりデザイン事業を通じて地域に対する住民共通の理解及び関心を深め、もって地域力の育成及び地域自治の促進に資することを目的としており、対象となる活動については交付要綱で定めている。
	交付団体の財政状況等を動かし補助金交付が必要であると客観的に認められる。	✓	校区コミュニティ協議会の活動は地域住民による自主的な活動(ボランティア)であるため、当該補助金は地域にとって貴重な財源となっている。

## 4. 補助金の今後の方向性

方向性	現状のまま継続
上記方向性を 選択した理由	公益性、必要性、有効性、公平性は認められるため、引き続き補助制度を継続する。
対応完了・廃止予定時期	-